

定 款

平成 21 年 7 月 30 日制定

平成 23 年 7 月 28 日改正

平成 26 年 7 月 25 日改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、ビルメンテナンスに関する技術の向上及び知識の普及、並びにビルメンテナンス業の健全な育成等の事業を行うことによって、建築物における衛生的で快適で安全な環境の確保に努めるとともに建築物機能の最適化を図り、もって公衆衛生の維持、公共の安全、事故及び災害の防止、保全性の向上に寄与することを目的とする。

(規律)

第 4 条 本会は、理事会が別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持向上に努めるものとする。

(事業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスの技術、業務、事業等に関する調査研究
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律 20 号）に基づく登録業者への指導・助言及び同法制度に関する普及啓発
- (3) ビルメンテナンスの制度、技術、知識等に関する普及啓発
- (4) ビルメンテナンスの制度、技術、知識等に関する広報・キャンペーン
- (5) ビルクリーニング及びビル設備管理に関する技能検定

- (6) ビルメンテナンス各事業分野の制度、技術、知識等に関する教育・研修
 - (7) その他本会の公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の公益目的事業は、全国の都道府県において実施する。
 - 3 本会は、第1項の公益目的事業のほか、同事業を支援するために必要な事業を行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 ビルメンテナンスに係る事業を営む法人又は個人であつて、次号の連携会員たる都道府県ビルメンテナンス協会（以下「都道府県協会」という。）に所属する会員
 - (2) 連携会員 都道府県に結成され、本会の組織及び活動に連携する都道府県協会（別表）
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した団体及び個人
- 2 前項1号及び2号に定める全国協会と都道府県協会の間存する連携関係とは、両者が独立した法人でありながらも、本会の社員が、都道府県協会の会員の中から選出された者（代議員）によって構成され、また、両者の会員が共通していることから、本会の事業活動及び組織運営が都道府県協会と密接不可分な連携の上で行われていることをいう。

(入会)

- 第7条 本会への正会員としての入会は、自らの事業所が所在する都道府県において、第6条第2項に定める連携会員である都道府県協会に入会することによって成立するので、入会を希望する者は、所定の入会届出書を、当該都道府県協会を経て提出し、入会手続きを行わなければならない。また、その届出事項に変更が生じた場合も、同様に届出をしなければならない。
- 2 正会員としての入会は、理事会で当該届出事項を審査した後、その可否を決定し、会長が所属する都道府県協会を経て当該入会希望者に通知する。
 - 3 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会届出書を提出し、入会手続きを行わなければならないが、入会届を受けた本会は、理事会でその可否を決定し、会長が当該会員に通知する。また、その届出事項に変更が生じた場合も、同様に届出をしなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、第6条第2項に定める連携関係に基づいて所定の入会金及び会費を、所属する都道府県協会を経て納付しなければならない。
- 2 賛助会員は、別に定めるところにより賛助会費を直接本会に納入しなければならない。
 - 3 入会金及び会費の額は、社員総会において別に定める。

4 第1項の会費及び入会金並びに第2項の賛助会費については、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第9条 正会員は、所定の退会届出書を、所属する都道府県協会を経て提出し、任意に退会することができる。ただし、第6条第2項と同等の理由により、本会を退会するときは、同時に当該都道府県協会を退会するものとする。

2 賛助会員は、理事会において別に定める退会届出書を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が、所属の都道府県協会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 会員である法人が解散したとき。
- (3) 6箇月以上継続して会費を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 代議員

(社員及び代議員)

第13条 本会は、都道府県協会ごとに概ね正会員30社につき1名の割合で選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。なお、端数の取り扱いについては理事会において別に定める。

2 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（代議員の選出）

第14条 前条第1項の代議員は、都道府県協会ごとに行われる正会員による代議員選挙によって選出する。なお、本定款に定めるもののほか、代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選挙に立候補することができる。

3 第1項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

4 第1項の代議員選挙は、2年に1度、6月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選挙後直近の定時社員総会終了直後から2年後の定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

6 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

- 7 第5項の補欠の代議員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第5章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任及び解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
 - (9) 前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、第18条第4項により招集された社員総会は、同号の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議をすることができない。

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎年度7月に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。
- 5 社員総会に出席しない社員が書面、又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとしたときは、前項の書面にその旨を含めて2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席社員の中から選出する。

(定足数)

第20条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第23条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、役員を選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している社員に諮り、それに異議がないときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(議決権の行使)

第23条 社員総会における議決権の代理行使、書面による行使、電磁的方法による行使を行う場合は、法令の定めるところにより行わなければならない。

(決議の省略及び報告の省略)

第24条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。
- 3 前2項に定める社員総会における決議の省略及び報告の省略については、法令の定めるところにより行わなければならない。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において議事録署名人として選任された者2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員及びその員数)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1)理事35名以上40名以内
- (2)監事3名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、4名以内を副会長とする。
- 4 会長以外の理事のうち、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。
- 5 本条第2項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、前2項の副会長及び専務理事、常務理事並びに理事会が業務を執行する者として選任した理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事候補者の選任に関する規定は、社員総会において別に定める。
- 3 会長は、理事会の決議によって選定する。
- 4 副会長及び専務理事、常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 5 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が理事総数の3分の1を超えないこと。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えないこと。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本をそえ、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を統括する。
- 5 常務理事は、本会の業務を分担処理する。
- 6 業務執行理事は第47条に定める委員会に所属し、会長から委員会に付託された日常的な事業処理にあたる。
- 7 会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を社員総会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 前項の場合において、監事は、必要があると認めるときは、第39条に定める招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 監事は、前項の規定による請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられないときは、直接理事会を招集することができる。
- 7 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- 8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 欠員を補う者として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(執行委員の設置)

第31条 本会に執行委員を置く。

- 2 執行委員は、第46条に定める事業企画調整会議の構成員として、理事会から付託された事項を行うほか、本会事業の普及拡大に努める。
- 3 執行委員は、理事会において選任する。
- 4 執行委員候補者の選定方法等に関する規定は、社員総会において別に定める。

(名誉会長等の設置)

第32条 本会に名誉会長及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に対して参考意見を述べることができる。
- 3 名誉会長及び相談役は、退任した理事のうちから別に定める基準に従って、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員等の解任等)

第33条 理事及び監事は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の過半数であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- 2 会長及び業務執行理事は理事会において解職することができる。
- 3 第31条の執行委員及び前条の名誉会長及び相談役は、理事会において解職することができる。
- 4 前2項の解職は、その役員等に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第34条 役員及び執行委員、並びに名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、常勤の役員など社員総会において別に定める規程で指定する者には報酬を支給することができる。

- 2 役員及び執行委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第35条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 この法人は、理事又は監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会等

(構成)

第36条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事、執行委員、名誉会長及び相談役の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更の廃止
 - (5) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4)第29条第5項の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は同条第6項の規定により監事が招集するとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

3 前条第3項第3号による場合は理事が、同条同項第4号後段による場合は監事が招集する。

4 会長は、前条第3項第2号又は同条同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集する者は、開催日の1週間前までに、各理事、各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故ある時又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事業企画調整会議)

第46条 本会に、事業企画調整会議を置く。

2 前項の事業企画調整会議は、業務執行理事、地区選出理事、執行委員の他、理事会が別に定める者によって構成する。

3 第1項の事業企画調整会議は、次に掲げる事項のほか、理事会から付託された事項を行う。

(1) 本会事業の計画・予算案の編成を審議し、理事会審議事項を整理する。

(2) 理事会審議のために要求される資料、報告等を検討、整理する。

(3) その他、会長が指示する事項を審議し、理事会審議事項を整理する。

(委員会)

第47条 本会は適正で確実な事業執行を図るために、日常的な事業を処理する常設の委員会と時限的な事業を処理する特別委員会を設置する。

2 常設委員会及び特別委員会の設置、廃止、構成及び担当事項は、理事会が定める。

3 第1項の委員会は、その担当する事項について、理事会から付託された案件を審議し、その結果を理事会に報告するとともに、必要がある場合には理事会に意見を提出する。

4 第1項の委員会は、業務執行理事及び執行委員並びに会長が委嘱する者によって構成される。

5 第1項の委員会の運営に関する細則は、理事会において別に定める。

(地区本部)

第48条 本会に47都道府県協会を9地区に分け、その地域内の事業を管轄する組織として、地区本部を設置し、それぞれ地区本部長を置く。

2 前項の地区本部は次に掲げる事業を前項地区内において分掌する。

(1) ビルクリーニング及びビル設備管理技能検定、病院清掃受託責任者講習、建築物管理評価資格者制度における講習会等の特定事業の実施

(2) 各地域内の都道府県協会間の連絡・調整

(3) 各地区内の役員選定委員の職務に関する事務補助

(4) 前各号の他、地域内を対象とした事業

3 第1項の地区本部に、地区本部長、管轄地域内の理事及び執行委員、地区本部長が必要と認めた者によって構成する地区本部会議を置く。

4 第1項の地区本部の運営に関する細則は、理事会において別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び社員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会が別に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第51条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費収入
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産目録に記載された財産
- (6) その他の収入

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の第1号から第6号までの書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項各号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 本会は、定時社員総会の終結後、直ちに第1項第3号に定める貸借対照表を公告する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第55条 本会が資金を借り入れようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総社員の過半数であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計原則等)

第56条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものである。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第57条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、法令に定める書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、第61条を除き、社員総会の決議によって変更することができる。

2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併)

第59条 本会は、社員総会の決議その他法令に定めるところにより、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第60条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第61条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第62条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 個人情報の保護及び情報公開

(個人情報の保護)

第63条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める個人情報保護管理規程によるものとする。

(情報公開)

第64条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その事業内容、運営状況、財務資料等を公開する。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定める情報公開規程による。

(公告の方法)

第65条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第66条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号。以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は狩野伸彌とする。
- 3 本会の最初の理事及び監事は、次の特例民法法人の理事・監事が残余の任期を務めるものとする。

理事—狩野 伸彌、一戸 隆男、松本 典文、有永 篤、本多 清治、興膳 慶三、山田 春雄、佐々木 健二、伊藤 英明、渡邊 秀樹、原田 長治、鴻 義久、大竹 清治、赤塚 高之、梶山 高志、山田 吉孝、中野 信博、藤澤 利光、金子 誠、井上 宏、池田 耕一、石塚 義高、猪股 徳臣、入江 建久、上原 由起夫、鶴澤 昌和、遠藤 卓郎、加川 秀昭、久住呂 昭彦、久保 猛志、倉淵

隆、齊田 信、坂上 恭助、瀬戸 昭夫、千田 公男、寺本 英治、本田 正文、三橋 博巳、吉田 正弘

監事—佐藤 博、松岡 晋、小栗 道乃、坪井 当彦

- 4 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 52 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

付則

- 1 この定款の一部改正は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

(別表)

都道府県	連携会員名称	所在地
北海道	(一社)北海道ビルメンテナンス協会	札幌市
青森県	(一社)青森県ビルメンテナンス協会	青森市
宮城県	(一社)宮城県ビルメンテナンス協会	仙台市
岩手県	(一社)岩手県ビルメンテナンス協会	盛岡市
福島県	(公社)福島県ビルメンテナンス協会	福島市
山形県	(一社)山形県ビルメンテナンス協会	山形市
秋田県	(一社)秋田県ビルメンテナンス協会	秋田市
東京都	(公社)東京ビルメンテナンス協会	荒川区
神奈川県	(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会	横浜市
新潟県	(一社)新潟県ビルメンテナンス協会	新潟市
長野県	(一社)長野県ビルメンテナンス協会	長野市
埼玉県	(一社)埼玉県ビルメンテナンス協会	さいたま市
山梨県	(一社)山梨県ビルメンテナンス協会	甲府市
茨城県	(一社)茨城県ビルメンテナンス協会	水戸市
栃木県	(公社)栃木県ビルメンテナンス協会	宇都宮市
千葉県	(一社)千葉県ビルメンテナンス協会	千葉市
群馬県	(一社)群馬県ビルメンテナンス協会	前橋市
静岡県	(一社)静岡県ビルメンテナンス協会	静岡市
愛知県	(一社)愛知ビルメンテナンス協会	名古屋市
富山県	(一社)富山県ビルメンテナンス協会	富山市
石川県	(一社)石川県ビルメンテナンス協会	金沢市
福井県	(公社)福井県ビルメンテナンス協会	福井市
岐阜県	(公社)岐阜県ビルメンテナンス協会	岐阜市
三重県	(一社)三重県ビルメンテナンス協会	津市
京都府	(公社)京都ビルメンテナンス協会	京都市
大阪府	(一社)大阪ビルメンテナンス協会	大阪市
兵庫県	(一社)兵庫県ビルメンテナンス協会	神戸市
滋賀県	(一社)滋賀ビルメンテナンス協会	大津市
奈良県	(一社)奈良県ビルメンテナンス協会	奈良市
和歌山県	(一社)和歌山県ビルメンテナンス協会	和歌山市
鳥取県	(一社)鳥取県ビルメンテナンス協会	米子市
島根県	(一社)島根ビルメンテナンス協会	松江市
岡山県	(一社)岡山ビルメンテナンス協会	岡山市
広島県	(公社)広島ビルメンテナンス協会	広島市
山口県	(一社)山口県ビルメンテナンス協会	山口市
香川県	(一社)香川ビルメンテナンス協会	高松市
愛媛県	(一社)愛媛ビルメンテナンス協会	松山市
徳島県	(一社)徳島ビルメンテナンス協会	徳島市
高知県	(一社)高知ビルメンテナンス協会	高知市
福岡県	(公社)福岡県ビルメンテナンス協会	福岡市
長崎県	(一社)長崎県ビルメンテナンス協会	長崎市
熊本県	(一社)熊本県ビルメンテナンス協会	熊本市
大分県	(一社)大分県ビルメンテナンス協会	大分市
宮崎県	(一社)宮崎県ビルメンテナンス協会	宮崎市
鹿児島県	(一社)鹿児島県ビルメンテナンス協会	鹿児島市
佐賀県	(一社)佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀市
沖縄県	(一社)沖縄県ビルメンテナンス協会	那覇市